

平成25年度第1回認可・確認部会終了後に札幌市子ども・子育て会議委員から寄せられた御意見及びそれに対する市の考え方について

No.	対象事項	意見の内容	意見に対する札幌市の考え方
1	(面積基準)	札幌市が制定する子ども・子育てに関する諸施策について、『子ども・子育て支援法』がうたう「全ての子どもが健やかに成長するよう」な支援策であり、一般の子どもに比べて「手のかかる」とされる子どもたちにも門が狭められることのないような各保育事業を望みます。 新しい制度では、保育の必要性の認定に関して「優先利用」として「ひとり親家庭や虐待のおそれのあるケースの子ども等」とされるよう大変ありがたいと思いますが、虐待のおそれのある子どもは、本人もしくは両親、場合によっては本人の兄弟に障がいのある場合があります。優先利用される子どもの周辺、もしくはその一部には、障がいのある子どもや大人が含まれる場合が想定されます。 障がいがあったり育児環境の中で発達に遅れがあるなどの子どもたちにも、目が届き手が届くよう、また育児に不適切さをもつ家族に対しても十分な取り組みができるよう、面積、職員配置等について可能な限り多くしていただきたいと思います。特に職員数、職員の資格等の基準については、限られた予算の中でしょうが最大限の配慮をお願いしたいと思います。部分的、限定的だとしても、国の基準を少しでも超えることにより、子どもたちに対する札幌市の姿勢を示すことができると考えます。	札幌市では、保育所の乳児室の乳児1人当たりの面積1.65㎡以上から3.3㎡以上に上乗せしており、現行基準により保育の質は確保されているものと考えております。 また、1月31日に開催しました札幌市子ども・子育て会議認可・確認部会において、現場従事者からも、札幌市の保育所における現行の面積基準で妥当との意見をいただいております。 札幌市としては、保育を行ううえでの最低の面積基準として、現在保育所で運用している最低基準どおりとすることを考えております。
2	幼保連携型 認定こども園 (面積基準)	国基準に上乗せするべきだと考えます。 日本の基準は先進国に比べ、子ども1人当たりの面積が非常に狭いことが指摘されています。それに加え、日本の基準には対象面積に廊下や収納設備の置いてある面積を差し引く規定がないため子どもの実際の活動スペースは最低基準に規定されている面積が確保されていないという課題もあります。 近年行われた社会福祉協議会の研究事業では、現在の面積基準は狭すぎ、2歳未満児に必要な面積基準は最低4.11平方メートル／人以上、2才以上児に必要な面積基準は最低2.43平方メートル／人とすると結論が導かれています。 保育所では、「(子供が)かみつになるとかみつきの増える」と言われるそうです。必要な面積が確保されていないと、子どものストレスが大きくなり、子ども同士の諍いや怪我が増えることは、参考人の先生からも指摘がありました。 参考人の先生方のこども園においても、0歳児については1人当たり5.6㎡～6.9㎡、1歳児については3.58㎡～3.89㎡、2歳児については2.46㎡～2.58㎡と、国基準を上回っていました。 東京や大阪という大都市においては国基準でもやむを得ないかもしれませんが、札幌においては上乗せは可能ではないでしょうか。 子どもの最善の利益の為、国基準を上乗せし、地方から国の基準を改善させていくべきだと考えます。	

No.	対象事項	意見の内容	意見に対する札幌市の考え方
3	幼保連携型 認定こども園 (園庭面積)	北海道では、冬場に屋上が園庭として使えるのかどうか疑問です。また、安全面からも、幼児が屋上を園庭に利用するのは危険だと考えます（小学校でも児童が屋上にあがることはできないはずです）。幼稚園の基準に合わせて、屋上は面積算入できないとすべきだと考えます。	国の基準では、屋上の面積算入は原則不可としており、一定要件を満たす場合に特例的に認めるものです。 屋上園庭は、用地が不足し、地上に利用可能な場所がない場合に限り利用が可能で、防災や安全性等に留意することとなっています。 なお、園庭として面積算入しない屋上であっても、実際の利用を妨げるものではありません。
4	幼保連携型 認定こども園 (食事提供)	この度の基準についての意見と回答を拝見して感じたことです。 事前に各委員から出た意見（特に現場で懸念される内容）については、資料4の従事者の皆さんからも同様の意見感想が出ておりますので、現実的な問題だと感じました。 認定子ども園が集団保育現場の主となろうとしています。多くの子ども達が、教育だけでなく生活の場としての園生活になり、子どもの成長に重要な役割を担うこととなりますが、その中で特に保育者の配置や食に関しては、環境づくりの要ともなうと思います。 今後の検討となるものと理解していますが、子どもと現場の方々の目線に立って基準が定められることを願います。	1号認定の子どもへの食事の提供は園の判断となりますが、食事を提供する場合、札幌市では、自園調理を義務付けする上乘せを考慮しております。 しかしながら、幼稚園での調理室の設置は、園舎や敷地の空きスペースや設置費用の問題などから、食事の自園調理は困難な場合があることが想定されます。 幼稚園を対象に実施した食事の提供に関するアンケート調査では、給食の外部搬入を認めない場合、幼稚園から幼保連携型認定こども園への移行に影響があると回答された園が約7割となっております。
5	幼保連携型 認定こども園 (食事提供)	栄養士の配置があれば、1号認定の子どもは外部搬入を認め、保育の質を維持できると判断されていますが、子どもの立場からするとどうでしょう。子どもへの食育を進める意味でも移行期間を設けて自園調理ができる方向性を検討していただきたい。	このため、札幌市としては、当該認定こども園の設置推進を図っていくことから、既存の幼稚園から移行する場合には、1号認定の子どもに食事を提供する際、特例的に、栄養士又は管理栄養士を置く場合に限り、食事の外部搬入を認める基準案としておりますが、1号認定の子どもと2号認定の子どもで同じ食事内容となるよう、自園調理を促進していきたいと考えております。
6	幼保連携型 認定こども園 (食事提供)	「同じものを食べる経験必要」、「食事が違うと子ども同士違和感」、「保護者の中にも不満」という意見が多出しており（子ども子育て会議員からも、又、現場の意見者からも同様意見が挙がっている。）。私もまったく同様意見を持つ者です。市はそれに対し費用やスペースを最優先にしている感があり、それではこの会議、条例制定の最大の眼目である「札幌市の子どもの最善の利益」に遠く及ばぬ様に思います。	
7	幼保連携型 認定こども園 (食事提供)	外部搬入についての特例は、同じ3歳以上児について外部搬入の食事をする子どもと自園調理の食事をする子どもが別れてしまい、集団生活を送る子どもの教育環境として望ましくないと考えます。 これは、参考人の先生方皆さんからご指摘がありました。 外部搬入は認めないことにして、既存の施設については無理のない移行期間、資金補助の制度を設けるべきだと考えます。	
8	幼保連携型 認定こども園 (職員配置)	職員数、職員の資格等の基準については、限られた予算の中でしょうが最大限の配慮をお願いしたいと思います。部分的、限定的だとしても、国の基準を少しでも超えることにより、子どもたちに対する札幌市の姿勢を示すことができると考えます。	職員の配置については、国の子ども・子育て会議において、基準の引き上げについて意見が出されており、国では、公定価格の議論の中で基準を決定するとし、今後、当該基準に応じた公定価格が定められることとなります。

No.	対象事項	意見の内容	意見に対する札幌市の考え方
9	幼保連携型 認定こども園 (職員配置)	多くの子ども達が、教育だけでなく生活の場としての園生活になり、子どもの成長に重要な役割を担うこととなりますが、その中で特に保育者の配置や食に関しては、環境づくりの要ともなと思います。 今後の検討となるものと理解していますが、子どもと現場の方々の目線に立って基準が定められることを願います。	国が示す職員配置基準は、現在の幼稚園又は保育所の基準と同等以上となることを見込まれることから、札幌市としては、国基準どおりとすることを考えております。
10	幼保連携型 認定こども園 (職員配置)	委員や現場従事者の方々の意見にも多く出されているように1歳児の職員配置(国基準)に上乗せを望みます。1歳児は歩行の完了、離乳食から幼児食への移行、排泄の自立の点においても個人差が大きく、運動面においても安全の確保(事故対応)に細やかな配慮が必要です。他都市では既に5対1、4対1で職員配置の加配を行っています。札幌市においても国基準への加配を望みます。 また、障がい児・障がいの疑いのある子どもへの実態を把握し、専門機関(障がい児巡回指導等)で、個別の配慮や支援が必要とされた子どもに対して職員配置(加配)を望みます。	
11	幼保連携型 認定こども園 (職員配置)	札幌市はこの項目でも「国基準通り」ということですが、私としては、当日資料2のNo.9の意見にもあるごとく「保育士が少ないと子ども達及び保育士への負担が多くなり、質の高い保育は提供出来なくなる悪循環だと考える。」と在り、その通りと思いますので、保育士不足を解消する為にも保育士の待遇改善が必要と思います。 職員配置の項目も同様ですが、子育て委員、意見者ともに配置の件については、意見の殆どが国の基準の上乗せを具申しています。札幌市も双方の意見が広く札幌市民のニーズと捉えて、耳を傾け、ぜひとも国基準の上乗せの実現に努力して頂きたいと思います。	
12	幼保連携型 認定こども園 (職員配置)	職員配置基準についても、国基準に上乗せするべきだと考えます。 職員の配置基準、後述する職員の資格の有無は、保育の質、子どもの安全・健全な育ちという子どもの最善の利益に一番直結する重要問題です。 面積基準と同様、日本の職員配置基準は諸外国に比べて低いことは長年指摘されてきました。特に、1歳児～3歳児は、発達の個人差が大きく、危険な行動をとることも多いため、きめ細かな対応が必要です。しかし、最低基準では、1・2歳児は6人につき1人、3歳児は20人につき1人ときめ細かな対応ができる人数にはなっていません。参考人の先生方のお話からも、規定の人数では足りず、フリーの保育士の補助があつてなんとか対応できているとお話がありました。 そのため、他の政令指定都市においては、独自に職員配置基準を上乗せしている所も多いと聞いています。札幌市でも、基準はないものの、単年度予算で職員の加配について補助をしていると聞いています。 この実績を生かし、この機会に、基準を底上げすべきです。 札幌市は、子どもの権利条例を持つ政令指定都市として、国・他の市町村に率先して、基準を改善させ、子どもの権利を実現していく責任があります。国任せではなく、主体的な取り組みを行うべきです。 具体的には、職員配置基準は以下のとおり改善すべきです。 1歳児：6：1→4：1、2歳児：6：1→5：1、3歳児：20：1→15：1、4歳児：30：1→20：1、5歳児：30：1→25：1	

No.	対象事項	意見の内容	意見に対する札幌市の考え方
13	小規模保育 (保育士割合)	B型の保育士割合1/2以上は半数が資格のない者となると、安全面及び保育の質に不安を感じます。長時間受託の子どもが増える中、職員はローテーション勤務となると、時間帯によっては無資格者のみの保育となる事も推測されます。8割程度の保育資格者が望まれます。 また、無資格者の研修を義務付け、研修の内容を明記していただきたい。（採用時だけでなく）	小規模保育事業B型・C型の保育士割合については、札幌市子ども子育て会議認可・確認部会におけるご意見を踏まえて、上乗せを行います。 B型については、保育士割合を2/3以上とするという上乗せを行います。 札幌市の補助事業として保育を実施しているさっぽろ保育園B型の基準は保育士割合を2/3以上としており、一定の質が確保された保育を実施できていると判断されます。
14	小規模保育 (保育士割合)	子どもの安全、健全な育ちを保障するという観点から、無資格者を認めるのは非常に問題があると考えます。全て有資格者とすべきだと考えますが、B型・C型をやむを得ず置かなければならないとすれば、国基準を上乗せして、B型は有資格者の割合を8割とし、C型は2分の1とする委員の意見に賛成します。また、無資格者については、どの程度の研修を必要とするのか、実習を必要とするのか（参考人からは是非実施してほしいとの声がありました。）、保育の質を確保するための研修の内容を規定し、事業者の実施義務とすべきだと考えます。 小学校の先生を無資格者でも良いとすれば、皆こぞって反対するのではないのでしょうか？保育士・幼稚園教諭は、誰でもできるベビーシッターではなく、非常に専門性の高い仕事です。有資格者の割合を下げることは、保育士や幼稚園教諭の仕事の専門性を否定することであり、保育士や幼稚園教諭のなり手が減少することにつながると考えます。 また、無資格者は、当然有資格者より雇用条件が下がるはずであり、有資格者についても低いと指摘されている賃金が、無資格者についてはさらに下がることが容易に予想されます。低廉な賃金から、質の良い保育が生み出されるはずがありません。 先日、厚生労働省が保育施設における事故報告集計を発表しました。死亡事故に限ると、平成25年は過去最高の19人が亡くなっていますが、認可保育所での死亡は4名、認可外保育施設での死亡は15人でした。利用児童数で言うと、認可保育所の8%しかない認可外保育施設で、4倍近い死亡事故が起きています。 <u>認可：利用児童数2,219,581人、死亡4人、死亡リスク554,895人に1人死亡</u> <u>認可外：利用児童数184,959人、死亡15人、死亡リスク12,330人に1人死亡</u> 認可外保育施設は、3分の1以上が保育士又は看護師であればよいとされています。有資格者の割合は、保育の質に直結し、子どもの命にかかわる重大な問題なのです。保育従事者に占める保育士の割合は100%とすべきです。仮に、待機児童対策として緊急避難的に無資格者を認めるとしても、時限的として、かつ、無資格者の割合は低くすべきです（例えば、B型は有資格者の割合を8割とし、C型を2分の1とする。）。	C型については、家庭的保育者は必要な研修を修了した保育士とするという上乗せを行います。 札幌市の委託事業として保育を実施している、保育士資格を要件とする保育ママ2人一組の家庭的保育事業（以下「グループ型」という。）は、保育士割合にすると1/2以上となっており、必要な研修の実施の他、連携施設からの支援、保育ママから保育士資格を有しない従事者への指導を行うこと等により、一定の質が確保された保育を実施できていると判断されます。 なお、保育士割合の基準は、雇用に対する割合ではなく、保育を行っている時の割合となりますので、保育士以外の保育従事者のみで保育を行うことはありません。 また、国は研修について、現行の家庭的保育者に対する研修の内容を踏まえた上で見直していくとしており、B型の保育士以外の保育従事者及びC型の全ての保育従事者は、研修の修了が要件となっています。 札幌市は、保育の質をより高いものにするという観点から小規模保育事業の中ではA型が最も望ましいと判断しており、保育ニーズに応える手法として小規模保育事業を用いる場合には、A型を基本としたいと考えています。